

通りやすい冬道のため 地域のご協力をお願いします



市は、限られた台数の除雪機械で速やかに交通を確保するため、道に積もった雪を道路の両脇にかき分けて除雪しています。皆さん一人一人のご協力で、除雪効果が大きく上がります。
▶問い合わせ 土木・公園グループ (☎3 2 6 0)

除雪のための 5つのお願い

1 間口の雪処理にご協力ください

道路を除雪した後に玄関前や車庫前にたまった雪は、道路へ出さず、道路脇

や各家庭の敷地内で処理をお願いします。



2 路上駐車はしないでください

路上駐車をすると除雪作業ができなくなる場合があります。周囲に迷惑が掛かります。



3 道路への『雪出し』はやめましょう

家庭敷地内などの雪を道路へ出すと、道幅が狭くなる、わだちができやすくなるなど、交通事故や交通障害をまねく原因になります。

また、道路への『雪出し』は法律で禁止されています。

4 除雪車には近づかないでください

除雪作業中は大変危険です。作業は安全第一で行っていますが、事故防止のため、除雪車には近づかないでください。



5 滑り止め用の砂や融雪剤の散布にご協力をお願いします

急な坂道には、滑り止め用の砂箱を設置しています。散布と管理にご協力をお願いします。

除雪の疑問

Q 除雪出動基準の、おおむね降雪量15センチとはどのように確認しているのですか。

A パトロールや消防署・各消防支署、各支所などから情報を収集し出動を判断します。

Q 玄関や車庫前の雪の処理をどうしますか。

A 玄関や車庫前の雪の処理には多くの時間や費用を要するため、市ではこれらの雪の処理はしていません。降雪量や状況により、どうしても一部の雪などが玄関や車庫前に置き去りになりますが、皆さんのご協力をお願いします。

Q 除雪後の路面が滑るのい、なんとかしていただけますか。

A 幹線道路などについては、状況を見ながら、交通障害が予測される場合には凍結防止剤を散布します。また、生活道路は坂道の箇所などに砂箱を設置していますので、必要時には皆さんで散布をお願いします。